

令和2年5月25日

第5回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第5回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第6号 農地法第52条に基づく農地の賃借情報の提供について

招集年月日	令和2年5月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時25分				閉会の日時	午後3時33分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	野口悦夫	○		9	瀬下京子	○			
2	江川芳夫	○		10	小川達男	○			
3	中島利雄	○		11	柳田浩	○			
4	松本昇	○		12	小倉和夫	○			
5	山岸和男	○		13	早川初男	○			
6	嶋村浄	○		14	関口豊充	○			
7	佐久間尉匡	○		15	新井明弘	○			
8	松村文夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 染谷守				

開会 午後 1時25分

○次長（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻よりも5分ほど早いですが、皆さんおそろいようですので、ただいまから総会のほうを始めさせていただきます。

事務局の大熊局長ですが、コロナウイルス感染対策会議の関係で欠席とさせていただきますので、局長に代わって進行を務めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。職務代理の柳田です。

委員の各位におかれましてはご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

コロナウイルスの緊急事態宣言が出まして50日余り経過してまいりましたが、ようやく解除の見通しがついてきたということでございますが、これまでどおり気を緩めることなく、委員の皆様方には気をつけてご活躍をいただきたいと思います。

それでは、これより令和2年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

しばらくマスク着用がすっかり定着したわけですがけれども、本当に、農業委員会の総会も推進委員さん方が出席しないで農業委員だけでやるという、異例の事態になってるわけですがけれども、今日が緊急事態宣言の解除ということで、ややいい方向に向かっていくかなという気持ちもあります。農業におかれましては、この春先の一番忙しいというかね、そういう時期でございます。だんだん温度も上がってきて暑くなってくるわけですがけれども、田植えと併せて麦刈りとか、いろんな農作業が待ってるわけですし、特にコロナの影響で、野菜、花、畜産、そういった面で大きな影響が出てると聞いております。幸い、米、麦に関しましてはそんなに影響はないかなという部分があるわけですが、世界のグローバル化というか、そういった中でだんだん今までの生き方を、生活の仕方を変化させていく必要も出てきています。そのような厳しい時代というか、そういうふうになってまいりましたけれども、長い

間生産活動している中であっては、こういったことも致し方ないかなという、今は許容するような感じになってるわけですが、皆さん方には十分健康に留意して、農作業、また、いろんな生活にご尽力をいただきたい。

加須市の農業に関しましても、特に水田の田植え作業については、北川辺から騎西までたどり着くのに本当に2か月、2か月半かかるかなという、長期戦の感じでございます。そういった意味で、今はまだ折り返し地点まで来たかなというぐらいなんですけれども、くれぐれも健康に留意し、特にね、農機具の取扱いについては、農機具の事故が日本は非常に多い、普通の重機だとかそういったものに比べて、トラクター、コンバイン、いろんな農機の事故という、それによって亡くなる方もおられるということが非常に問題になっておりますけれども、皆さん方には十分ご留意されまして、今後もご活躍をいただきたい、そのような気持ちでおります。

今日も案件がありますが、皆さん方の慎重審議をお願い申し上げ、簡単ですけれども、挨拶といたします。今日もよろしく願いいたします。



◎出席委員数の報告

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、15名の全委員さんのご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○次長（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願い申し上げます。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 山 岸 和 男 委員

6番 嶋 村 淨 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は園児に農業体験をさせるため、今回の申請となっております。

また、この案件は、農地の利用権の移動の不許可の例外規定で（農地法施行規則第16条に学校法人があり、農地を所有できることから）許可が見込まれるものでございます。取得後についても、特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

5月18日の月曜日、推進委員の野本さんと現地確認並びに——これ地元ではと呼んでいるのですけれども——さんから話を伺ってきました。ちなみにですね、前の日にこの譲渡人の さんにも、ちょっと電話で話を聞きまして、 地区はこの時期

田植えで忙しいということは知っていましたので。 さんがおっしゃいますには、この幼稚園ができて20年ぐらいたつのですけれども、結構早い時期からですね、サツマイモとかジャガイモとかいろんなものを作って、園児に収穫体験をしていたということで、長年におたり貸していたということでした。理事長さんも、これは幼稚園のすぐ隣の土地で、これ地目田んぼになっていますけれども、いろんな野菜がよくできるということで、今後ともこのような体験学習をやりたいので、お互いに話し合ったところですね、今回の申請になったということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

18日の日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、 さんから話を聞いたわけですがけれども、この位置図ですと、申請地の真ん中辺に宅地があるんですけれども、これが さんの宅地でありまして、 さん、これ住所が なんでね、ここに住んでないんですけれども、ここは空き地なんですけれども。現地はどうなっているかというところ、この辺は、ほとんど盛土されているんですよ。そして、この宅地の前というか、南側

は、小麦が作ってありました。そして、その宅地の左側、東側ですけれども、それから裏、北側、それはもう草ぼうぼうといますかね、何もやってない状況です。ほとんどこの辺は小麦が作ってあるんです。それで、　　さんに話を聞いたところですね、土地を探していたというか、拠点を見つけていたんだと、一応拠点を発見していたんだと。探していたところ、ここを埋め立てたのが　　さんなんですかね、　　。　　から紹介されて、一応話しつけてっていうかね、了解、　　さんと得たってということなんですけれども、当初、ここ耕作してあるんかと思ったら、ここ小麦作ってあるんですけれども、これ農地の集団が作っているんだそうです、　　さんいわく。その右側というか、その辺までは　　さんも来ているんですけれども、農地の集団がつくっていて、一応拠点を発見して、　　さんから紹介されて、この申請に至ったと、こういう状況です。許可相当と判断しましたけれども、皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○8番（松村文夫君）　8番、松村です。

　　さんは、私、　　なんですけれども、　　に今、何ていうんですかね、事業所があって、私の地域のほうも随分この　　さんが耕作をしているのが現状ですね。今後も多分規模拡大等していくのではないかなと思っているわけなんですけれども、この　　の現状であるとか、将来の構想とか、そういうものは地元の委員としても知りたいなど思っているわけです。この辺について何か情報があったら教えていただいて、審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○15番（新井明弘君）　私のほうからちょっと松村さんに、　　で、伺ったとき、ちょうど粃をまいていたんですけれども、ここの資料ですと、借受地が77町、どれぐらいやっているんですかといったら、140町やっているんですってね、140。これ77って書いてあるけれども、140町やっているんです、麦をまいていたんですけれども。さっき言ったように、拠点を発見しているんだというから、この辺は静かなところで、家も少ないから迷惑かからないだろうということで、　　さんが紹介されたってということなんです。だから、この辺に、だから、ここ申請地に、一応拠点したから一応、　　にね、倉庫なりあるんだけれども、そこへ大々的にやるような感じじゃないかと思うんですけどね、拠点を発見していたんだ

と言うんで、詳しいことは聞かなかったですけどもね。

○8番(松村文夫君) 私の地域のほうも随分その さんがやっけていまして、耕作の方法もいろいろ研究されているようなんですけども、その実態的なもの、従業員が五、六人いるというような話も聞いていますけれども、この規模拡大はしてもらってももちろん結構なんですけれども、現状のものが分からないんで、これはまた審議とは別でもいいと思うんですけども、この実態を知りたいなと思っておりますので、この規模拡大をする、このこと自体は別にいいと思うんですけども、 の実態について、後でも結構ですから、事務局のほうで分かったら教えてもらえればと思っております。

○事務局(正能 光君) 事務局です。申請書ですね、今分かる範囲でちょっとお答えしたいと思います。

は、社長である さんは現在31歳で、社員がほかに4名おられて、26歳から31歳、社長のほかに4名社員がおられます。議案書を見ますと、7、719a、77町は加須市で農業委員会を通して正式に借りているのが77町、ほかに とかですね、そこでもやっているでしょうから、140町というのは とか、あとは相対で借りているのがあるかもしれないんですけども。

それですね、あと機械ですけども、トラクターが8台、50馬力が4台、90馬力が4台、ほかにコンバインが2台、田植機3台、ほかには農業用のトラックとかがございまして、今分かる範囲では、情報的なものはそれぐらいですね。

以上です。

○8番(松村文夫君) その状況は一応分かりました。審議のほうを進めてください。

○会長(小倉和夫君) ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせ。

はい、どうぞ。

○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

これちょっと確認なんですけれども、これは先ほど言いましたように、 の埋立てのことなんですけれども、これは、そうすると地目は今は、これは登記簿地目は田であっても、現状は畑という理解でよろしいんですか。

それで、もう一度確認、ここ何を作るか、もう一度説明お願いしたいと。取得後の経営状況ですね、よろしくお願ひします。

○事務局(正能 光君) 現状は、登記簿上は議案のとおりなんですけれども、現状は畑ですね、耕作してない部分もございまして。

取得後の耕作ですけれども、取得後も小麦ですね、小麦の作付けとなっております。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 米じゃないんですね、小麦ですね、陸田じゃないんだ。米ね——米じゃなくて小麦ですね。

○事務局（正能 光君） はい。ほかで水稻もやっていますけれども、ここでは小麦となっておりますね。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。ちょっと確認させてください。

今の話で、地目田んぼで、現状は埋め立てであるということだと、この転用はもう、そうすると地目変更は、無断で埋め立てちゃったということなんですかね、その辺ちょっと確認。今までやってなかったってということですか、その点を。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

過去にですね、もう六、七年ぐらいたつかと思うんですけども、農地改良をやったところです。農地改良で盛土をして、小麦ということで、高さは高くなっていると……

○14番（関口豊充君） 地目変更だけやってなかったということですね。

○事務局（正能 光君） はい。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○事務局（正能 光君） 地目変更はないんですけども、農地のままですから。ですから、田んぼを畑にというのはないんですけども。

○14番（関口豊充君） 田んぼから畑で……

○11番（柳田 浩君） 田畑転換の許可はしないんだ。田んぼは田んぼのままで埋め立てることで。だけれども、たとえ田んぼでも小麦は作れるわけですか。

○事務局（正能 光君） そうですね。

○11番（柳田 浩君） だから、全体でここまで来てないというふうに判断して、昔は転作の関係があったから、田畑転換しつかりやらないと転作対象になっちゃったり、あったんで、今はそれがなくなっちゃったもんですから、ちょっとその辺がルーズですね。

○2番（江川芳夫君） いや、一時転用の許可を取ってやったところでしょ。

○事務局（正能 光君） そういうことです。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） 私のほうから、ちょっといいですか。

いろいろな情報を加味して、何か そのものが、何か途方もない構想があるらしいんだよね。売上げが十何億とか、そういった目標に向かって進んでいるんだけど、現状を見ると、確かに正式な拠点にして、従業員を、はっきり言って、140町からやるんじゃ、最低でも10人いなくちゃ無理だよね。だから、そのひずみが各農家にちょっとご迷惑かけるような形になっているんで、今後、この農業委員会としても に対して、もうちょっときちんと耕作してくださいとか、会社としての方針をしっかりと定めて、地域の皆さんと共に農業を推進してくださいということぐらいのことは言ってもいいかなという考えは持っています。なかなか難しい案件ですよ。

ただ、農地を買うことについては、農業委員会としてはそんなに厳しい規制をかけてやるというわけにはいきませんし、妥当というか、許可相当かなという気持ちはありますけれども。

ほかに何かご質問ありましたらお願いします。

はい。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

年齢は31歳ですか。規模拡大はいいと思うんですけども、資金繰りのほうが大丈夫なんでしょうかという、ちょっと懸念があるんですけども、その辺、事務局でつかんでいるかどうか。

○事務局（正能 光君） 3条の場合ですね、資金繰りの資料まで提出は求めてないんですけども、ちなみにこの対価、10aあたりですね、28万円です。

○会長（小倉和夫君） どうですか。

○11番（柳田 浩君） 認定農業者なんだよね。

○事務局（正能 光君） 認定農業者です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の1番、2番は、譲受人、譲渡人は違いますが、目的が同一で施工場所が隣接しており、実際の施工業者も同一でございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、前回（第4回）で審議保留となり、その後、取下げが出されたものでございます。今回は、新たに進入路を確保した形で、改めて申請があったものでございます。

それでは、位置図の5ページ、6ページ及び土地利用計画図の5-1、5-2をご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

5月17日に、推進委員の川島さんと2人で、譲渡人、1番議案の さんと2番議案の さん宅を訪れですね、また、現地を見、話を伺ってまいりました。太陽光発電施設の話があり、後継者もないという形で、また、この場所につきましてはしばらく休耕しておりまして、申請地につきましては土地の形状も良くですね、障害物等がなく、日照を確保できるという形で、土地の有効活用ということで、ここに至ったそうです。また、その議案は先月取下げになったわけでございますけれども、事務局の説明のとおりですね、問題

なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

先ほど事務局の説明で、これ1番と2番の関連性ということで一括の上程がされていましたが、この進入路につきましては、1番の議案のところに入りがついていて、2番のところにはこの間に挟まれたところということなんですけれども、この辺の、会社がこれ、先ほど同じと言いますけれども、譲受人は違いますよね。

（「はい」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 違うんですね。それで、この1番と2番の譲受人のやり取りっていいですか、これ使っていいとか、よくないとかっていうあれは、確約は取れているんでしょうか。

○事務局（正能 光君） すいません。説明が足りず、すいませんでした。

これですね、進入路につきましては、1番と2番の と
のほうで合意書が取れております。 が工事、それとメンテナンスするときも
通らせてくれと、そういうことで、 のほうも了解しているということで
ございます。工事後にあつては、この宅地の所有者と今後ですね、建物が建たないように地
役権ですね、そちらのほうを設定するということになっておりますので、それを確認してお
ります。

以上です。

○2番（江川芳夫君） この宅地の所有者ってのは誰なんですか。

○事務局（正能 光君） 図面でいいますと、5ページの、その宅地の左隣……

○1番（野口悦夫君） いいですか。進入路の関係で先月問題になったんですけれども、進入路も確保できたという形で、今回の進入路につきましては、その宅地は娘さんですね、

さんの娘さんのところです。そこが進入路になっています。それで、そこを一応通っていい形で納得したようです。娘さんです。

○会長（小倉和夫君） そのほかご意見ございましたらお願いいたします。

はい。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

ちょっと教えていただきたいんですが、土地利用計画図の5-1の2か、この図面と1217番地の地形が、ここでいう形と、次の裏側を見ると、5-2のほうを見ると、1217番地の全貌は見えるんですけども、右の三角の部分が何かこれ欠落しているのかなという気がするんですけども、これは、太陽光は設置されないで、そのまま空き地として残るということでよろしいのでしょうか。

5-2の1222の枝番4、その下の部分が欠落しているのかなという気がするんですけども、三角点。そちらには、ちょうど境から、5-1の(2)では境から15mのところから太陽光の設置をするような土地利用計画になっていますけれども、この右側のほうにもずっと土地はあるんですよ。その三角については、ただ空き地なり、資材置場というふうな形で残すということで、よろしいかどうかだけ、確認です。

○事務局（染谷 守君） すいません。事務局の染谷です。補足の説明させていただきます。

皆様に郵送した計画図なんですけれども、確かに委員さんの指摘するとおり、右側の部分が、多分ページの折り目か何かで切れちゃった状態なんです。そのまま作図をしてしまったみたいで、載っていないんですけども、先週ですね、うちのほうから指摘しまして、正しい配置図を作成していただきました。今日、差し替え分をお配りするの忘れちゃったんですけども、もうちょっとパネルの間隔を広げたほうが発電効率がいいということで、もうちょっとばらけた感じですね。パネルの枚数は変わらないんですけども、そういった形で、全面を一応太陽光の用地として活用するということでした。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図の5-3

をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、5月17日、推進委員の川島さんと2人で譲渡人の さん宅へ伺い、本件申請の理由を伺いますと、長年の休耕地でもあり、周辺は住宅街でもありですね、自己所有地の有効利用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請につきましては何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむ

を得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、5月17日、推進委員の川島さんと2人で さん、譲渡人ですね、

さんを伺い、現地を見て話を聞いてまいりました。申請地につきましては、長年休耕地でもあり、周辺は住宅街でもあり、自己所有地の有効利用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。生産性の低い農地と思われることから、本申請につきましても、農地法の基準から判断しても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、5月17日、推進委員の川島さんと2人で さん宅を訪れ、話を伺ってまいりました。 さん本人から聞き取り調査を行いました。対応いただいた さんのお話では、譲受人の さんは さんの子供さんであって、現在、子供さん2人と3人で借家住まいをしているとのことでした。近年、子供たちの成長により部屋が狭間になったということで、実家の前に——父親ですね——自己用住宅を建てたいということでした。このようなことから、本申請につきましては何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場として敷地を拡張し、一体利用するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、駐車場として敷地拡張し、一体利用するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

5月18日にですね、推進委員の野本さんと現地確認を行いました。この土地はですね、県道に面しております、10年ぐらいですかね、もう草ぼうぼうの状態が続いております、木は生えてなかったんですけども、両隣が住宅ということで、1か月ぐらい前でしたかね、何か作業員が来て、きれいに片づけされてましてですね。その後、こちら

という運送会社の事務所がすぐそばにありますから、野本さんと2人でちょっと話を

聞きに行ったんですけれども、事務所の職員が言うには、細かいことは本社のほうに電話してもらわないと、我々ではちょっとよく分からないということで、電話番号は聞いたんですけれども、こちら総会資料をよくよく見たらですね、代理人の さんということで、これ携帯の番号がありましたので、一旦そこで解散をして、自宅に帰ってこちらのほうに電話をしたところですね、何か設計事務所か何か経営されているということで、詳しく教えていただきまして、もともと で農家をやっていた方が亡くなってしまい、身内もないということで、こちらの下の の さんのほうがいとご関係かな、何かそのような関係で、相続はしたんですけれども、自宅からも遠く、機械もないということで、本当に両隣は住宅で、草ぼうぼうで迷惑もかけてしまうということで、できたら何か売買したいということで話がありましてですね。事務所のほうも、じゃあ、いいのかなということで、今回申請になったということでございます。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場（大型車両の整備や修理中の車両置場）を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

5月18日に、腰塚推進委員と一緒に調査をいたしました。の
氏の代理人であるの氏に現地案内と説明を受けまし
た。この土地は、さんが相続により取得した土地で、耕作放棄地にならない程度の
管理がされてきていた農地であり、周りは宅地、道路などに囲まれた一団の土地となってお
ります。現在、では、タンクローリーや給水車の架装を行っておりまし
て、まとまって入庫するとのことであります。このような状況から現在、手狭となった、新
たな車両置場を確保するため、本申請に至ったものでありまして、問題はないという判断を
いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番、志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5ー
8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、長屋住宅を建築するもので、資金計
画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得
ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（早川初男君） 早川です。

先日23日に、松本推進委員とお邪魔して、内容を聞かせていただきました。この
さんていうのはおじいちゃん、そのお孫さんがアパート経営をするということで、おじ
いちゃんから土地を借りてやるということをお話ししてくれました。現地のほうは、しばら
くいろんな材料が置いてあったんですが、それもきれいに片づいておりましたんで、何ら問

題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、全体計画は宅地部分も含めたもので、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

5月21日、推進委員の渡辺さんと譲受人の さんの代理人 さんに立会いをいただきまして、現地調査と聞き取りを行ってまいりました。申請地は集落内の畑で、隣にも異なる事業者の太陽光発電施設も設置されており、立地条件がよいことから、この隣接するこの宅地を一体的にですね、宅地跡と併せて太陽光の発電施設を設置するというような内容でございます。本申請につきましては、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、全体計画は農地以外も含め385.38㎡で、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○14番(関口豊充君) 14番、関口です。

5月21日、推進委員の渡辺さんと譲渡人 さんの立会いをいただきまして、現地調査と聞き取りを行ってまいりました。 さんは農業は一切やっておらず、全て不動産屋のほうに管理をお願いしているという現状でございます。そうした中、ここの さんが宅地を取得し、その宅地の隣に隣接する さんの畑について、併せて自己用住宅地を建てようというような内容でございます。本申請につきましては、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番(江川芳夫君) 2番、江川でございます。

この申請のこの10の配置図、土地利用計画図を見ますと、宅地の延長上の1471の3であって、建物は建ってないんですよね、計画上ね、これ見ますと。これ、そのままにしておくと、農地の取得という観点からすれば、これは別に宅地にしなくてもね、建物が建ってないんだから、この土地利用はどうなっているのか。この点線のところって全然かかってないもんですから、畑のまま取得するのかどうか。また、一部、これ庭にするのかどうかもで

すね、ちょっと分からないもので、その辺が分かればお願いしたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

土地利用はですね、特に建物等はないんですけれども、庭で使うと、そういうことでございます。

○2番（江川芳夫君） これ変な考えで、農地取得できないから、宅地にしとくってことじゃないでしょうね。別に、ここでなくてもね、今までは宅地の中で処理できているんですよ。これ、取得する理由がちょっと明確じゃないような気がするんですけれども、いかがですか。

○事務局（正能 光君） あと、理由がもう一つございまして、調整区域で宅地が300㎡切っておりまして、それでこの部分も足したものと思われまして。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 市街化調整区域で最低敷地面積を切っていると、そういうことなんで、この部分も足して、宅地一体で利用するということで。

○2番（江川芳夫君） 要は、300㎡を下限下回っちゃうと、金融公庫か何かの融資が受けられないってことなんでしょう、要は、違う。

○事務局（小川修一君） 都市計画法の34条11号による調整区域の開発ですが、立地基準、開発のほうの立地基準が300㎡以内だと駄目なんです。都市計画法の11号区域ですと、建築が可能ですが、300㎡未満は細分化されちゃうんで駄目になっているので、その辺もあって、やっぱりこの1471の3って奥まっている部分なので、宅地と接道しなくなってしまうということもあって、庭のスペースでも使うというところじゃないかなというふうに思われます。

○2番（江川芳夫君） これ宅地何平米あるんですか、もともとの。

○事務局（小川修一君） もともと既存はですね、293㎡ですね。

○11番（柳田 浩君） 92㎡は残地だという……。

○事務局（正能 光君） 残地というか、この宅地、この1471の3というのを生かすには、もう宅地と一緒にしないと生かせないというようなことだと思うんですよ。

○14番（関口豊光君） じゃ、補足します。

ここの92㎡という土地に関しては、1471番地の3、これ さんが言うには、ちょうど出っ込み引っ込みしてるところの出っ張っている部分を、その隣の境を真つすぐ伸ばしてくると、その92㎡部分に直できれいに角が取れる、出っ張った分がなくなるというようなことを言っていました。それらも含めて、ちょうど畑はそのまま東に続いているんですけ

れども、その出っ張っている部分で区切りをつけたといったことをおっしゃっていました。

○2番（江川芳夫君） もともとこの宅地の所有者は誰なんですか。

○事務局（小川修一君） すいません。ちょっと調べまして、分かり次第ご説明させていただきますと思います。

○2番（江川芳夫君） 私が言っているのは、もともとの宅地のところでね、家が建っていたところへ建てるんだったら問題ないかなと思ったから質問したんであってね。今は300㎡を切っちゃうと建たないということによろしいんですか、そういう解釈で。

（「そうです」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 300㎡未満の宅地には家が建たない。

○事務局（小川修一君） 11号、都市計画法変わってから、市街化調整区域でも、たしか平成何年だったかな、法律が変わって、俗に言う 駄目とか、いっぱいやっていますよね。ああいう11号区域で開発ができるようになる前、前は既存宅といって、既存宅でもできたんですけども、その法律が変わってから、もう駄目なんですね。

○11番（柳田 浩君） これ建て替えなの、建て替えで……

○事務局（小川修一君） もともと住んでた方じゃなくて、違う方が建てる建て替え。

（発言する人あり）

○2番（江川芳夫君） 地目は宅地で建てちゃって、それで売買しているんでしょう。ただ、単純に考えたら300㎡宅地なんだから、昔の既存宅地からすれば300㎡ですね、それから法律が変わっちゃっているんだ。

（「その辺は12号で駄目」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） それは駄目なんですか。

○事務局（小川修一君） よくご覧になっていただいて、昔は既存宅で2,000㎡、1,000平米あれば5棟ぐらい建てるとかできましたけれども、今はもう見ていてもないと思うんですよ、多分。既存宅がきれいになっても、開発がされれば。

○2番（江川芳夫君） この、もとの筆が293㎡だから、これを増やさないと許可にならないと、そういうことなんですね。

○11番（柳田 浩君） 大口なら大丈夫なんですよ、おおむね駄目。

○事務局（小川修一君） いや、駄目です。

（発言する人あり）

○11番（柳田 浩君） それ、もちろん許可なかったら、家はもう建てられないんだ。

○事務局（小川修一君） 建てられないですね。

○11番（柳田 浩君） きついね。

○事務局（小川修一君） もう人が替わっちゃえば駄目です、代が替わっちゃえば。もともと住んでる人がいるんだっいたらいいんですけども。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により取得し、境内地の敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（嶋村 浄君） 6番の嶋村です。よろしく願いいたします。

5月19日に、推進委員の金子由男さんと現地確認及び訪問をいたしました。これ

さんという方なんですけれども、もう親の代からですね、の教会をやってらっしゃいます。該当の土地なんですけれども、既に埋め立てられていまして、現状は更地の状態です。今般、境内地という形で利用したいと。それについては、まだ地目が田んぼのままでは教会の名義にならないので、今回の申出になったということです。

地図を見ていただいでですね、該当土地の右側に教会があります。謄本等確認しないんですけども、教会のほうの底地と建物は さんの名義だったんですけども、教会の名義に変えてあるということがございます。いろいろ話し聞いた段階で、やむを得ないのかなという判断でございます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認なんですけれども、先ほどの嶋村委員さんのお話ですと、既に埋め立てであるということなんで、これは違反の状態にあったという解釈でよろしいのでしょうか。

○6番（嶋村 浄君） よろしいですか、嶋村ですけれども。

この排水管理設に必要なためと書いてあるんですけれども、確かに合併槽は教会の裏にあるんですけれども、もうかなり前にですね、合併槽を造って、その排水のために、当該地はマスをつけて流していると、そういう状況のほうには確認取れたんですけどね。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

地盤なんですけれども、道路と同じで、中央部分がこんもりしている感じで、草が生えているような状態で。盛土した、極端に高いわけじゃないんですよ。そこにマスが入っているっていう状態です。

○2番（江川芳夫君） だから、これ、いや、地目が田んぼって書いてあるから、あ、ごめんなさい、畑——田んぼだよ、地目は田。

（「はい」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 既にマンホール入ってるところですね、現状に。

（「はい」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） だから、違反の状態に入れちゃったんだ、最初に。いつ入れたか分からないけれども、という解釈でいいんですか。

○事務局（正能 光君） いつ入れたか。数年前、もっと前かなという感じですね、見た限りですと。

（発言する人あり）

○事務局（小川修一君） そうですね。宅地があって、農地があって、その先に放流先の水路があれば、その、ちょこっとした農地でも管を通しちゃうというのは、気持ち的には分かるような気もするんですけれども。

○2番（江川芳夫君） だからね、じゃ、何で今これ出したんですか、今どき。今まで違反、堂々とやってたのに。

○6番（嶋村 浄君） 嶋村です。

私の類推なんですけれども、さんにはもうお子さんがいないんですね。その跡相続する人もいないと。だったら、教会のほうに贈与しちゃったほうがなんてわけじゃないけれども、そういう方法になったんじゃないかなと、私の類推でございます。

○2番（江川芳夫君） この場所はね、すぐ隣は市街化区域だしね、全然農地からね、宅地にするには別に問題ない土地なんです。ただ、手続き上の問題としてね、あと何でもいいからいいですよというような考え方でやられると、たとえ小さくてあってもね、それは何らかの農業委員会でその指導していかないと、幾らでも、どんどんどんどん小さいからいいんだという考え方になっちゃうんで、土地とかそういう立地条件、全然問題になってない、市街化区域のすぐ、道を離れたすぐ脇ですしね。これは、もともと騎西の工業、工専か準工かどこかの市街化区域ですので、問題はないと思うんですけどね。以前にあったというのが若干、その手続き上ね、問題があるんじゃないかなという気がしたもんだから聞きました。以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

確かに、現状は田んぼじゃなくて、畑が保全管理されているような、耕作されてないで。そこにマスと配管がされているということです。ちょっといつやったかというのはですね、もう数年、もうかなりたっていると思うんですけども、分かった以上は、このタイミングで何故ね、農転でというのもあるんでしょうけれども、寄附したい、法人にしたいということですので、その現状はもう入っておりますので、始末書を提出していただいて、それを条件じゃないですけども、許可の方向でということはどうでしょうか。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の1 6ページ及び土地利用計画図の5 - 1 2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、工場を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、平成30年度に除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

5月17日に、推進委員の石川さんと譲渡人の さん宅で聞き取りと現地確認をしました。現地は、多少草が生えている、一部、去年まで作付けをしてあったところもあります。あと、後日なんですけれども、代理人の さんのほうにも電話をして、一応確認をしました。事務局の説明のとおり、平成30年に除外申請が許可されており、今回の申請となりました。現場の状況からして許可相当と考えるので、ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、やむを得ないものと思われま

また、中古品ということですが、処分品も扱っているということで、鉄くずの買

い取り価格の調整でストックもしているということでございました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がございましたが、地区担当委員は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

5月23日、高橋、細谷両推進委員さんと共に譲渡人の 氏宅にお邪魔し、お話を伺ってまいりました。この地図で見ますと、2434の2ですか、これはね、柿畑になっています。30年ぐらい前はお父さんがやっていたということで、非常に成績がよかったんですけれども、その後、この 氏が受け継いで、いろんな剪定とかそういうのをしたところ、全くななくなっちゃって、それで、本人も草刈りだけはしてるんですけれども、収穫、収入がないということで、日頃より、前にも、この前に という会社があるんですけれども、この会社にも土地を提供したことがあり、話は変わりますけれども、この が封鎖しました。その関係で、そこに入った 氏の から農地を譲ってほしいということで話があったと聞いております。本人も65歳ぐらいで、まだ働けるんですけれども、娘が2人ともお嫁に行ったということで、やむを得ないかなという判断をしたわけなんですけれども、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場及び資材置場を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、昨年度除外されたもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可できるものとして、立地基準、一般基準上、やむを得ないもの

と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

○会長（小倉和夫君） 座って結構です。

○3番（中島利雄君） 5月23日に、推進委員の町田さんと さんを訪ねて、現地を確認してきました。少し途中、土が運ばれていたんですけども、特に問題なしと判断して、許可相当と思いました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の原道地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 番 委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、同意書、印鑑証明書等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、盛土をして小麦を作付けするための農地改良で、期間が3カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましては、先月の案件で、取り下げられた案件でございまして、今回、面積を増やして申請が上がったわけございまして、現地調査は先月4月14日に、瀬下委員、そして松村推進委員と3人で、事業主立会いの下で現地の確認を行ってまいりました。内容につきましては、やむを得ないと、問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

15番の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いいたします。

（ 番 委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、昨年度除外されたもので、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可できるものとして、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

5月17日に、推進委員の落合さんと、それから譲渡人の さんに立ち会ってもらって、現地確認をしてまいりました。それで、この さんは さんの長男みたいで、そこに家を建てるそうなんです。特に問題なしと思ひまして、許可相当と判断してまいりました。審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、クリニックスタッフの駐車場とするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は駐車場として利用していることから、始末書の添付がございます。また、申請地の周囲には農地がなく、現地の状況や必要性からもやむを得ないものと思われまゝす。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

5月17日に、推進委員の落合さんと、それから代理人の さんに立ち会ってもらって、3人で現地を見てきました。それで、既に職員が駐車場を使っていたんですね。それで、始末書を取られたそうなんです。申し訳なかったと言っていました。審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番の江川です。

1つ確認です。この譲受人の、受ける側の さんと の関係がちょっと説明
明なかったんですが、どんな関係でしょうか、 と さんの関係。

○事務局（小川修一君） さんがですね、 院長とその 医師、 に
お住まい——譲受人の方はお医者さんですね、 を経営されています。譲受
人の さんは の今の経営者ですね。もともとの 院長さんが数年前
にお亡くなりになられてしまって、一緒に さんと 院長でやっていたんですけれ
ども、今、 さんがメインのお医者さんで、クリニックやってらっしゃいます。

○2番（江川芳夫君） だから、経営者ということですね。

○事務局（小川修一君） そうですね、 さんは経営者。

○2番（江川芳夫君） ちょっと名前が違うんで。

○事務局（小川修一君） さんとは違うんですけれども。

○2番（江川芳夫君） それから、これも事前着工なんだ。

○事務局（小川修一君） そう。それで、ちょうど道路と高さが同じだったせいなのか、多分、
車置いちゃったんじゃないかなと思うんですけれども、 さんのほうの患者さんの駐
車場も一時いっぱいだったので、お医者さんはこっちへ置いちゃったんだろうなというこ
は思えますけれども、よくはないんですけどね。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○2番（江川芳夫君） はい、いいです。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5ー
18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金
計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむ

を得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

5月17日に、坂田推進委員と2人で譲渡人の さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。そして、現地も見させていただきました。内容につきましては、ここに書いてあるとおりでございます、孫夫婦に宅地として譲りたいという内容で、使用貸借でしたいということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次の審議に入る前に、時間も経過しましたので、ここで10分間の休憩を入れたと思います。よろしくをお願いいたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時10分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 時間も過ぎましたので、再開をしたいと思います。



○会長（小倉和夫君） 次の審議に入る前に、先ほど5条10番について、ちょっともう一回説明するという事なので、ここで事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小川修一君） すいません。先ほど5条の10番で、江川委員さんからご質問のあった5条の10番で、江川委員さんからご質問のあった関係で、5条の10番の位置図で14ページ見ていただくと、譲渡人が さんで、受人が さん、この既存宅と1471の3という筆は、譲渡人なりで名義は同じなのかというご質問ございましたけれども、調べたところ、譲渡人の さんで、既存宅も1471の3も同じですね、という状況でした。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○2番（江川芳夫君） はい。

○会長（小倉和夫君） では、次に進みたいと思います。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第3号、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分6筆、面積にして5,333㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（ 番 委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、 に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、

ご意見等がありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） ちょっと教えてください。この配分計画の案の中の内ですね、真ん中辺に「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者」というところに書いてある欄が、空欄のところと設定されているところと、ここはどういうふうに違うんですか。例えば、1番は空欄で、2番から さんか、ずうっと来てまた空欄が、16から空欄になっているんですね。この意味がちょっと分からないんですけど。

○事務局（正能 光君） ちょっと担当に確認しますので、ちょっと折り返しですいません、お願いします。

○11番（柳田 浩君） ここに書いてあるとおりにじゃないの。

○事務局（正能 光君） ここに書いてあるとおりになんですけれども。

○11番（柳田 浩君） 左の土地について現に中間管理機構から賃借権の設定等を受けたが、初めてのときがこの人。再配分の場合は。

（発言する人あり）

○2番（江川芳夫君） 何だか、 さんていう方が設定を受けているのは最初に入るから今回できたという、そういう意味の解釈でいいのかな。

○11番（柳田 浩君） いや、調べてください。ちょっと不安なんで。多分、そのとおりだと思うんです。

○職務代理（柳田 浩君） じゃあ、後で事務局から説明を受けるということによろしいですか。

○事務局（正能 光君） すいません。

○職務代理（柳田 浩君） どうでしょう、ご意見ほかにございますか。

事務局、答えられます、今。

じゃ、事務局、説明してください。

○事務局（正能 光君） 先ほど申したとおりです。今借りてる人が、中央のところに入っている、例えば さん。

（「空欄は」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 空欄は全くの新規ということですね。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。

○事務局（正能 光君） そういうことです。

○職務代理（柳田 浩君） ほかにございますか。

(「なし」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(番 委員入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行をへ戻すことにいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本議案は、農地法第3条の定めに基づく農地所有権を取得する際に、最低所有しなければならない面積を農地法第3条第2項第5号に定めている50a(5,000㎡)とは別に、加須市農業委員会が面積設定を行うか否かをご審議いただくものでございます。

なお、審議の結果は、ホームページ等で公表いたします。

事務局(案)といたしましては、議案書のとおり、別段面積の設定なしで、法の定める面積50aといたしました。

理由といたしましては、加須市内の農家全体の56%が50a以上の農地を所有している農家で、その農家が経営規模を拡大する目的が多数であることから、別段の下限面積の設定はしないものといたしました。

なお、令和元年度は、別段の面積の設定はなしで承認されたところでございます。それでは、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) 本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(小川修一君) では、お手元にですね、今日お配りさせていただいたA3とA4の混合でホチキス止めされた資料をご覧ください。

(「はい」と言う人あり)

○事務局(小川修一君) 初めにですね、農地利用最適化推進委員、以降「推進委員」と略しますけれども、その推進委員を選出した趣旨や経過から説明いたします。

推進委員は、農業委員会法の規定に基づきまして、農業委員会が委嘱することになっております。先の4月1日現在では、22人の推進委員が委嘱されておりました。その後、加須第1の——加須第1というのは加須、大桑、水深区域について、3人いるべき推進委員の中で、大室地区に居住する増川英徳さんから4月10日付で辞表が提出されまして、前回4月のときの総会、4月24日の第4回総会時に、増川推進委員さんの辞任が承認されました。

増川推進委員の辞任により、加須第1区域の推進委員に1人の欠員が生じたので、再募集を行いました。その結果、お手元のA3のほうになるんですが、1枚、A4をちょっとめくっていただくと、「加須市農地利用最適化推進委員応募者一覧表」にありますけれども、このとおりですね、再募集の定数1人のところ、水深自治会の区長会の推薦を受けて、団体推薦を受けて1人の応募がございました。

この応募のあった小山治延(こやまはるのぶ)さんとお読みするんですが、小山治延さんについて、推進委員として適任なのかどうかを皆さんに選考していただくため、もう1枚、

A3をめぐっていただくと、「加須市農地利用最適化推進委員候補者選考評価シート」という、またこれもA3のものがございますけれども、こちらご覧になっていただいて、参考にいただければと思います。

なお、今回の選考は、定数をオーバーしているわけではございませんので、前回の4月の総会のときのように人数を絞り込む必要はなくて、あくまでも小山治延さん1人を推進委員として委嘱するかどうか、この観点で選考していただきたいと思います。

なお、申し訳ないんですが、選考する時間もございますので、暫時休憩を挟みながらご審議をいただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは以上でございます。

○会長（小倉和夫君） それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時26分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） じゃ、休憩を解きます。会議を再開いたします。



○会長（小倉和夫君） 議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、再募集の1名を委嘱することについて、ご質疑、ご意見ございましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、原案のとおり1名を委嘱することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、委嘱することに決定をいたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から6号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、許可申請書の取下願について1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、農地中間管理機構による届出について8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域内の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第6号、第6号につきましては別紙で、別添のA4横版になっておりますが、報告第6号の「農地法第52条に基づく農地の賃借情報の提供について」でございますが、この表を見ていただくと、令和元年度に設定された貸借の実績、10a当たりの、これが地区別の田畑で、賃借借——要するに有償——または使用貸借の筆数と、それから平均、最高、最低の額となっております。下段の括弧書きにつきましては、その前の年度の賃借料となっております。

これはですね、毎年、加須市の広報紙により情報の提供をしてるところでございます。昨年度が、広報紙は8月号に掲載したんですが、今年度も同じぐらいたと考えております。

この表につきましては、賃借料が物資、現物で支給または著しく高額または未確定な特殊な取引は含まれておりません。また、平均額の算出結果は100円未満を四捨五入としております。

これに関しては以上でございます。

以上で報告を終わります。

○11番（柳田 浩君） すいません。これ、全体が入ったほうがいいじゃないですか、各地域ごとに、加須市全体。

○事務局（正能 光君） 要するに、加須市全体、要するに全体の平均と、あとは合計といいですか、それも入っていたほうがいいですかね。

○11番（柳田 浩君） 大幅、平均よりも高いとか低いとか、安いとかね。

○14番（関口豊光君） あと1点、ちょっと教えてください。

大利根は特に平均単価が低いんですが、これは水利費とか固定資産税とかっていうのは除かれているんですかね、ここは一切合財。

○11番（柳田 浩君） 利用権設定するなりは入ってないよね、そういうのはね。

○事務局（正能 光君） これは別です。

○14番（関口豊光君） じゃ、別に。

○事務局（正能 光君） そうです。純粹にこの土地を借りるという……

○14番（関口豊光君） 土地だけ。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○2番（江川芳夫君） あともう1点、いいですか。

大利根さんの話だけけれども、これ平均の出し方っていうのは、どういうふうに出しているんですか、平均の出し方。要するにね、最高8,000円、1,000円でしょう、大利根さんの場合、田んぼね。この1,200円という出し方は、どういう……

（「筆の単価」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 筆なんですか、面積なんですか。

○11番（柳田 浩君） 8,000円が何筆、1,000円が何筆とか、全部やって平均出さるんですね。

○事務局（染谷 守君） 計算方法なんですけれども、全部の単価を足しまして合計を出して、筆数で割ったものです。

○2番（江川芳夫君） 筆な。

○事務局（染谷 守君） 筆です。

○2番（江川芳夫君） 面積じゃない。

○事務局（染谷 守君） 面積じゃない、筆です。これ全部10a当たりなんで。

（「加重平均」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） これは、あれ入ってないんですよ、中間管理は入ってないんです

よね。

○事務局（正能 光君） 入ってないです。利用権だけですからね。

○11番（柳田 浩君） 中間管理がこれだけ増えてくるとね、平均分からないね。

○事務局（正能 光君） 10月、2月の利用権、そのデータです。

○2番（江川芳夫君） そうすると、大利根の8,000円というのは何でもないことだね。

○事務局（正能 光君） そういうことですね、1,200円になると……

○11番（柳田 浩君） 1,000円に近いということだね。

（多数発言する人あり）

○14番（関口豊光君） 騎西地域なんかについては、もう大利根さんは水利費とか固定資産を含んじゃって、一切合切払わないんだよね。

○11番（柳田 浩君） だって、水利費は、加須市の場合は水利費別だよ。

○14番（関口豊光君） 考え方は別なんだけれども、旧騎西が高いのは、要はそういうのを含めて、それで一切ですよという感じで。

○事務局（正能 光君） そもそも利用権のときの申請のときの賃借料、その考え方がそういう考え方なんです。

（「旧騎西はそうですね。」という人あり）

○11番（柳田 浩君） 騎西はいいけれども、改良区の賦課金は……

○12番（小倉和夫君） 地主。

○11番（柳田 浩君） 地主にいくんですか、耕作……

（「地主」「地主だよ」という人あり）

○11番（柳田 浩君） 加須市は全部地主ですよ。

○12番（小倉和夫君） 北川辺は違う。耕作者。

○11番（柳田 浩君） あ、大利根も耕作者です。

（多数発言する人あり）

○11番（柳田 浩君） 本当は、利用権で改良区にいくんでしょう。利用権出すと、改良区にやります。耕作者が替わったのが。

○事務局（正能 光君） だから、ここで水利費は別ですよっていうのは言っちゃ駄目なんです。

（「分からないから。」「言えないんですね。」という人あり）

○事務局（正能 光君） 言い切れないですね。それは、確かにそうだと思います。もうそう

いうふうに、10月と2月の利用権の、賃借料返ってくる中には、もうそのつもりで農家の人は返ってきているというふうに思いますので、地域によってですね。

○2番（江川芳夫君） 昔の小作料というのあったじゃないですか、小作料、3条でやったときの。あれは水利権まで入っちゃうんですね。あ、水利まで、水利も税金も当然全部。

○11番（柳田 浩君） 権利の法改正で。

○2番（江川芳夫君） そうそう。当時の小作料っていう名前だけれども、これは小作料じゃないもんね、賃借料だもんね。

（多数発言する人あり）

○4番（松本 昇君） 私は契約書に水利費と税金は地主さんが払うと、一応備考欄に書いてある……

（発言する人あり）

○11番（柳田 浩君） 明記しないと分からないですよ。

○4番（松本 昇君） 明記しないとね。

○11番（柳田 浩君） とか、改良区の賦課金については、水利費って言わないんだよね。

○12番（小倉和夫君） そうだね、賦課金だよ、あくまでも。

○11番（柳田 浩君） 水利費じゃないです。排水に対してもかかっているから。

○2番（江川芳夫君） 用排のね、土地改良。

○11番（柳田 浩君） 宅地にもかかっているんだから。

○12番（小倉和夫君） 利用権設定したから、当然水利費が入るかっていうか、変更になるかという、ならないんだよね、自分で申請しないと。

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これで議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○次長（小川修一君） 本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、お疲れさまでした。



◎閉会の宣告

○次長（小川修一君） それでは、柳田職務代理さんから閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第5回加須市農業委員会総会を閉会といたします。どうもご苦勞さまでした。

○次長（小川修一君） お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時33分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年5月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 嶋 村 淨